住所　東京都荒川区東日暮里３丁目２番２―201号
金美志　昭和51年７月16日生
住所　東京都八王子市台町４丁目43番Ｂ―305号
劉洪　昭和51年７月27日生
住所　東京都足立区梅田５丁目９番16―206号
崔里道　昭和62年４月23日生
住所　東京都新宿区百人町３丁目１番４―1302号
朴英浩　昭和49年４月28日生

○外務省告示第三百九十四号

平成二十三年十二月一日に東京で、技術協力に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十三年十二月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

（訳文）

技術協力に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の協定

日本国政府及びエチオピア連邦民主共和国政府は、

技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済開発及び社会開発の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、エチオピア連邦民主共和国政府の権限のある当局は財務経済開発省である。

第三条

次の形態による技術協力が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の現行法令に従い、かつ、前条に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練をエチオピア国民に提供すること。

(b)　専門家をエチオピア連邦民主共和国に派遣すること（以下、派遣された専門家を「専門家」という。）。

(c)　幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「シニア海外ボランティア」という。）をエチオピア連邦民主共和国に派遣すること。

(d)　エチオピア連邦民主共和国の経済開発及び社会開発の計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「調査団」という。）をエチオピア連邦民主共和国に派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材をエチオピア連邦民主共和国政府に供与すること。

(f)　両政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をエチオピア連邦民主共和国政府に対して行うこと。

第四条

エチオピア連邦民主共和国政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてエチオピア国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がエチオピア連邦民主共和国の経済開発及び社会開発に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

ＪＩＣＡが専門家、シニア海外ボランティア及び調査団を派遣する場合には、エチオピア連邦民主共和国政府は、次の措置をとる。

1　(1)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　最初の到着後六箇月以内に、エチオピア連邦民主共和国に派遣される専門家一名につき一台及びシニア海外ボランティア一名につき一台輸入する自動車

(c)　エチオピア連邦民主共和国に自動車を輸入しない専門家及びシニア海外ボランティアに対し、当該専門家及びシニア海外ボランティアが最初の到着後六箇月以内に自動車を現地購入する場合には、専門家一名につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(2)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、かつ、それらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びに専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の相手方となる当該任務の遂行に必要なエチオピア人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　現地の条件及びエチオピア連邦民主共和国政府の関係当局の財政事情が許す限り、専門家及びシニア海外ボランティアに係る次の諸経費を負担すること。

(i)　通勤費

(ii)　エチオピア連邦民主共和国内の公用出張旅費

(iii)　公用通信費

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、その任期中、エチオピア連邦民主共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後エチオピア連邦民主共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

3　エチオピア連邦民主共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、エチオピア連邦民主共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第六条

エチオピア連邦民主共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に起因し、その任務の遂行中に発生し、又はその任務の遂行に関連する当該専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対する請求について責任を負う。ただし、そのような請求が専門家、シニア海外ボランティア又は調査団の構成員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

第七条

1　(1)　ＪＩＣＡがエチオピア連邦民主共和国政府に設備、機械及び資材を供与する場合には、エチオピア連邦民主共和国政府は、それらの設備、機械及び資材の輸入に関し、エチオピア連邦民主共和国政府の指定する当局が領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金を負担し、並びに輸入許可証及び為替証明書を取得することを確保する。これらの設備、機械及び資材は、陸揚港において保険料及び運賃込みの条件でエチオピア連邦民主共和国政府の権限のある当局に引き渡された時にエチオピア連邦民主共和国政府の財産となる。

(2)　ＪＩＣＡがエチオピア連邦民主共和国政府に設備、機械及び資材を供与する場合には、エチオピア連邦民主共和国政府は、それらの設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

(3)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材は、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、第二条に規定する取決めに定める目的のために使用される。